

精神障害の成因等に関する最近の裁判例

1. 平成22年3月11日東京地裁判決（国敗訴）
 2. 平成22年2月25日東京高裁判決（国勝訴）
 3. 平成22年2月23日京都地裁判決（国勝訴）
 4. 平成21年12月25日高松高裁判決（国敗訴）
 5. 平成21年11月13日大阪高裁判決（国勝訴）
 6. 平成21年10月30日大阪高裁判決（国勝訴）
- （参考）昭和51年11月12日最高裁第2小法廷判決

1. 平成22年3月11日東京地裁判決（国敗訴）

（概要）

被災者は、昭和45年にソフトウェア開発会社に入社し、技術者としてコンピュータソフトの開発等に従事し、平成11年7月から部長としてミドルウェア（高度なソフトウェア）分野の総括、開発等を職務としていたが、平成12年2月21日に自宅近くの以前居住していたマンション8階から投身自殺したものの。

（精神障害の成因に関する判旨）

労災保険法に基づく保険給付は、労働者の業務上の負傷、疾病、障害または死亡について行われるところ（労災保険法7条1項1号）、業務上死亡した場合とは、労働者が業務に起因して死亡等した場合をいい、業務と労働者の死亡等との間に相当因果関係が認められることが必要である（最高裁昭和51年11月12日第二小法廷判決・裁判集民事119号189頁参照）。また、労災保険法による補償制度が、業務に内在ないし随伴する各種の危険が現実化して労働者に死亡等の結果がもたらされた場合には、使用者等に過失がなくとも、その危険を負担して損失の填補をさせるべきであるとする危険責任の法理に基づくものであることからすれば、上記相当因果関係の有無は、労働者の死亡等が業務に内在又は随伴する危険が現実化したものと評価し得るかどうかによって決せられることになると解するのが相当である。

このことは、労働者の精神障害の発病等について業務起因性の有無を判断するに当たっても同様に解することになるところ、（中略）精神障害の発病については、環境からくるストレス（心理的負荷）と個体側の反応性、脆弱性との関係で精神的破綻が生じるかどうかが決まるという「ストレス-脆弱性」理論が広く受け入れられていることが認められることからすると、業務と精神障害の発病との間の相当因果関係、すなわち業務における精神障害発病の危険性の判断は、ストレス（これには業務による心理的負荷と業務以外の心理的負荷がある。）と個体側の反応性、脆弱性を総合考慮して、業務による心理的負荷が、社会通念上、客観的にみて、精神障害を発病させる程度に過重であるといえるかを検討し、その過重性が認められる場合には、業務に内在又は随伴する危険が現実化したものとして、当該精神障害の業務起因性を肯定するのが相当である。そして、上記の危険責任の法理にかんがみれば、業務の危険性の判断は、当該労働者と同種の平均的な労働者を基準とすべきであり、このような意味での平均的労働者にとって、当該労働者の置かれた具体的状況における業務による心理的負荷が上記内容の危険性を有していることができ、業務以外の心理的負荷及び個体側の要因がない場合には、当該労働者の精神障害の発病等について業務起因性を肯定することができるというべきである。

2. 平成22年2月25日東京高裁判決（国勝訴）

（概要）

被災者は、平成9年4月調査会社に入社して以来、自動車事故の損害調査等を行う技術アジャスターとして勤務していた。平成14年4月から社内研修機関である部局に異動し、さらに同15年8月18日サービスセンターに異動する内示を受けたところ、体調に異変を来し複数の病院を受診し、「抑うつを伴う適応障害」「適応障害」等と診断された。

（精神障害の成因に関する判旨）

- 本件疾病である適応障害等の神経性障害を含む一定の精神疾患は、環境由来のストレスと個体側の反応性・脆弱性との関係で発症し（精神的破綻が生じ）、ストレスが非常に強ければ、個体側の脆弱性が小さくても精神障害が起こるし、逆に、個体側の脆弱性が大きければ、ストレスが小さくても破綻が生じると帰結されることとなった（「ストレス・脆弱性理論」）。
- 精神障害の病因には、個体側の要因としての脆弱性と環境因としてのストレスがあり得るところ、危険責任の法理にかんがみれば、業務の危険性の判断は、当該労働者と同種の平均的な労働者、すなわち、何らかの個体側の脆弱性を有しながらも、当該労働者と職種、職場における立場、経験等の点で同種の者であって、特段の勤務軽減まで必要とせずに通常業務を遂行することができる者を基準とすべきであり、このような意味での平均的労働者にとって、当該労働者の置かれた具体的状況における心理的負荷が一般に精神障害を発症させる危険性を有しているといえ、特段の業務以外の心理的負荷及び個体側要因のない場合には、業務と精神障害発症との間に相当因果関係が認められると解するのが相当である。

3. 平成22年2月23日京都地裁判決（国勝訴）

（概要）

被災者は、平成10年よりタクシー会社の観光バス事業部で観光バスやスキーバスの運転手として勤務していたが、平成14年7月22日、23日に被災者が運転していたバスが故障した以降欠勤が続き、同月31日に退職したところ、同年8月28日に自宅で縊死しているのが発見された。

（精神障害の成因に関する判旨）

うつ病の発症メカニズムについてはいまだ十分解明されていないが、現在の医学的知見によれば、環境由来のストレス（業務上又は業務以外の心身的負荷）と個体側の反応性、脆弱性（個体側の要因）との関係で精神破綻が生じるかどうかが決まり、ストレスが非常に強ければ個体側の脆弱性が小さくても精神障害が起こるし、逆に脆弱性が大きければストレスが小さくても破綻が生ずるとする「ストレス－脆弱性」理論によるのが合理的である。

そうすると、業務とうつ病の発症・増悪との間の相当因果関係の存否を判断するに当たっては、うつ病発症前の業務内容及び生活状況並びにこれらが労働者に与える心身的負荷の有無や程度、さらには当該労働者の基礎疾患等の身体的要因や、うつ病に親和的な性格等の個体側の要因等を具体的かつ総合的に検討し、社会通念に照らして判断するのが相当である。

なお、業務に内在し又は随伴する危険を要するとする以上、心理的負荷の程度については、当該労働者本人を基準とすることができず、当該労働者本人が置かれた立場や状況等の具体的事情を前提に、当該労働者と同種の業務に従事遂行することが許容できる程度の心身の健康状態を有する労働者を基準として客観的に判断するべきである。

4. 平成21年12月25日高松高裁判決（国敗訴）

（概要）

被災者は、昭和62年に徳島県の機械製造・販売会社に設計技師として採用され、勤務していたが、平成11年4月、東京都の関連会社に出向を命じられ、5月から単身赴任していたが、同月18日、徳島の本社に出張した際の様子がおかしかったので、会社より受診を勧められ加療していたところ、同月20日に縊死した。

（精神障害の成因に関する判旨）

- 精神疾患の発症や増悪には、様々な要因が複雑に影響し合っていると考えられているが、当該業務と精神疾患の発症や増悪との間に相当因果関係が肯定されるためには、単に業務が他の原因と共働して精神疾患を発症又は増悪させた原因であると認められるだけでは足りず、当該業務自体が、社会通念上、当該精神疾患を発症又は増悪させる一定程度以上の危険性を内在又は随伴していることが必要であると解するのが相当である。

そして、うつ病発症のメカニズムについては、いまだ十分に解明されていないが、現在の医学的知見によれば、環境由来のストレス（業務上又は業務以外の心理的負荷）と個体側の反応性、脆弱性（個体側の要因）との関係で精神破綻が生じるか否かが決まり、ストレスが非常に強ければ、個体側の脆弱性が小さくても精神障害が起こるし、反対に個体側の脆弱性が大きければ、ストレスが小さくても破たんが生ずるとする「ストレス－脆弱性」理論が合理的であると認められる。

もっとも、ストレスと個体側の反応性、脆弱性との関係で精神破たんが生じるか否かが決まるといっても、両者の関係やそれぞれの要素がどのように関係しているのかについては、いまだ医学的に解明されているわけではない。

したがって、業務とうつ病の発症、増悪との間の相当因果関係の存否を判断するに当たっては、うつ病に関する医学的知見を踏まえて、発症前の業務内容及び生活状況並びにこれらが労働者に与える心身的負荷の有無や程度、さらには、当該労働者の基礎疾患等の身体的要因や、うつ病に親和的な性格等の個体側の要因等を具体的かつ総合的に検討し、社会通念に照らして判断するのが相当である。

- 前記労災保険制度の趣旨に照らし、「社会通念上、当該精神疾患を発症若しくは増悪させる一定程度以上の危険性」の判断に当たっては、通常の勤務に就くことが期待されている平均的労働者を基準とすることが相当であるが、労働者の中には一定の素因や脆弱性を有しながらも、特段の治療や勤務軽減を要せず通常の勤務についている者も少なからずおり、使用者において、

これらをも雇用して営利活動を行っているという現在の勤務の実態に照らすと、上記の通常の勤務に就くことが期待されている者とは、完全な健常者のみならず、一定の素因や脆弱性を抱えながらも勤務の軽減を要せず通常の勤務に就き得る者を含むと解するのが相当である。そこで、当該業務が精神疾患を発症ないし増悪させる可能性ある危険性ないし負荷を有するかどうかの判断に当たっては、当該労働者の置かれた立場や状況、性格、能力等を十分に考慮する必要があり、このことは、業務の危険性について上記のように平均人を基準とする考え方を採用することと矛盾するものではない。

そして、本件においては、社会通念に照らして、上記の意味の平均人が被災者と同じ状況に置かれた場合に、当該業務がうつ病を発症させる危険性があつたか否かを判断すべきことになる。

5. 平成21年11月13日大阪高裁判決（国勝訴）

（概要）

被災者は昭和51年に鉄道会社に入社し、運転士として勤務していたが、平成13年8月30日、電車の発車予定時刻を50秒遅れさせ、この発車遅れについて事情聴取の結果、被災者に責任があるとされ、翌日に日勤教育の指定を受け、同年9月3日から5日まで日勤教育を受けた。9月6日に被災者は体調不良を理由に年次有給休暇取得し、同日縊死した。

（精神障害の成因に関する判旨）

労災保険制度の趣旨が、第一次的には、労働に伴う災害が生じる危険性を有する業務に従事する労働者について、その業務に内在し又は通常随伴する危険が現実化して労働災害を生じた場合に、使用者の過失の有無にかかわらず被災労働者の損害を填補することにあることからすれば、ある疾病について業務起因性があるというためには、単に当該業務と疾病との間に条件関係が存在するのみならず、業務に内在し又は通常随伴する危険の現実化として疾病が発生したと法的に評価されること、すなわち相当因果関係の存在が必要であると解するのが相当である。

ところで、精神障害の発症は、ストレスの存在がその主な原因の一つと考えられているが、ストレスに対する反応性、脆弱性という側面もその発症に無関係ではあり得ないから、側面に精神障害の発症に寄与する要因があることをもって、直ちに当該精神障害の業務起因性を否定すべきでないことはいうまでもない。また、逆に、業務に由来するストレスが、業務に内在し又は通常随伴する危険とまではいえない場合であっても、側面によっても精神障害を発症し得るから、業務に関するストレスの存在のみをもって、当該精神障害の業務起因性を肯定することはできない。

したがって、業務と精神障害の発症、増悪との相当因果関係の判断に当たっては、精神障害の発症の原因と見られる業務の内容、勤務状況、業務上の出来事等を総合的に検討し、当該労働者の従事していた業務に、当該精神障害を発症させる強度の心理的負荷が認められるか否かを検討する必要がある。

そして、業務の内容、勤務状況及び業務上の出来事等による心理的負荷の有無及びその強度を検討するに当たっては、前記労災保険制度の趣旨及び補償の対象が、業務に内在し又は通常随伴する危険の現実化と評価すべき疾病であることに照らし、同種の労働者、すなわち職場、職種、年齢及び経験等が類似する者で、通常業務を遂行できる者を基準として検討すべきである。ただし、労働者の経歴、職歴、職場における立場、性格等は多様なものであることからすれば、同種の労働者という概念は、通常想定される労働者の多様さの範囲において、心理的負荷となり得る出来事等の受け止め方に幅があることを前提とし

た概念であることを考慮する必要があるというべきである。

これに対し、控訴人は、同種労働者の中でその性格的傾向が最も脆弱である者を基準とするのが相当である旨主張しているが、このような基準で判断すると、結局、当該本人を基準として判断しているのと変わらなくなり、前記労災保険制度の趣旨から相当因果関係が必要とされることと矛盾することになるから、控訴人の上記主張は採用できない。

6. 平成21年10月30日大阪高裁判決（国勝訴）

（概要）

被災者は、建設コンサルタント会社に平成5年に入社し、平成13年5月まで滋賀県の土木事務所において河川砂防工事等の測量設計業務に従事し、その後、平成13年5月から6月の間、兵庫県に単身赴任し、その後半月間の本社勤務を経て、平成13年7月から、滋賀県のダム工事事務所において、調査の監督及び設計業務の補助業務の現場技術業務に従事していたが、同年9月25日に縊死したものの。

（精神障害の成因に関する判旨）

うつ病発症のメカニズムについては、いまだ十分解明されたとはいえないが、医学的知見によれば、環境由来のストレス（業務上又は業務以外の心理的負荷）と個体側の反応性、脆弱性（個体側の要因）との関係で精神破綻が生じるか否かが決まるという「ストレス－脆弱性」理論が合理的であると認められる。そうすると、業務と精神疾患の発症との相当因果関係は、環境由来のストレス（業務上又は業務以外の心理的負荷）と個体側の反応性、脆弱性（個体側の要因）を総合考慮し、業務による心理的負荷が、社会通念上客観的に見て、平均的な労働者、すなわち、通常の勤務に就くことが期待されている者（この中には、完全な健康体の者のほかに基礎疾病等を有する者であっても勤務の軽減を要せず通常の勤務に就くことができる者を含む。）に精神的疾患を発症させる程度に過重であるといえるかどうかによって判断すべきである。

なお、控訴人は、上記「平均的な労働者」の意義について、判断指針にいう同種労働者のなかで最も脆弱な者を基準とすべきであるかのように主張するが、平均的労働者の中にこのような労働者も含めて考察すべきであるとしても、控訴人の上記主張を採用することはできない。

(参考) 昭和51年11月12日最高裁第2小法廷判決

(相当因果関係に関する判旨)

国家公務員災害補償法(昭和四一年法律第六七号による改正前のもの)一五条及び同法(昭和四八年法律第六九号による改正前のもの)一八条にいう「職員が公務上死亡した場合」とは、職員が公務に基づく負傷又は疾病に起因して死亡した場合をいい、右負傷又は疾病と公務の間には相当因果関係のあることが必要であり、その負傷又は疾病が原因となって死亡事故が発生した場合でなければならない、と解すべきである。